

## 郡山市集合住宅の水道料金等特例取扱要綱

平成15年4月1日制定

平成21年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

令和3年3月25日一部改正

令和4年4月1日一部改正

[営業課]

### (趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市水道事業給水条例（昭和41年郡山市条例第21号。以下「条例」という。）第27条の2又は郡山市簡易水道事業給水条例（昭和42年郡山市条例第76号。以下「簡水条例」という。）第23条の2に規定する集合住宅の料金の算定（以下「集合住宅の料金特例取扱」という。）について、郡山市水道事業給水条例施行規程（平成10年郡山市上下水道局規程第17号）又は郡山市簡易水道事業給水条例施行規程（令和4年郡山市上下水道局第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (適用の要件)

第2条 集合住宅の料金特例取扱の適用を受けることができるのは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 共用する出入り口及び水道の使用世帯ごとに完全に区分された区画を有し、かつ、各世帯が独立して生計を営んでいること。
- (2) 水道の使用世帯それぞれが、もっぱら自己の占有する給水栓を使用すること。
- (3) 各戸に水道の使用者ごとの郡山市の水道メーターと水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者が設置した計量器が設置されていないこと。
- (4) 水道料金等（以下「料金」という。）の未納がないこと。

### (申請)

第3条 集合住宅の所有者又は管理組合（以下「所有者等」という。）は、当該集合住宅に関して集合住宅の料金特例取扱を受けようとする場合は、郡山市集合住宅の水道料金等特例取扱（変更）申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、上下水道管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 郡山市集合住宅の水道料金等特例取扱に係る管理人選定（変更）届（第2号様式。以下「管理人選定（変更）届」という。）
- (2) 郡山市集合住宅の水道料金等特例取扱に係る水道使用世帯届（第3号様式）

### (審査)

第4条 管理者は、前条による申請があったときは、その要件について審査し、必要があると認める場合は、検査を行うものとする。

2 管理者は、前項に規定する審査の結果、承認の場合は集合住宅の料金特例取扱の適用時期を、不承認の場合はその旨を理由を付して、すみやかに書面により申請者に通知する。

### (適用の時期)

第5条 管理者が承認した集合住宅の料金特例取扱の適用については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 承認日の属する月が使用水量を計量する定例日の属する月（以下「定例検針月」という。）

に該当する地区にある集合住宅においては、次の定例検針月から適用する。

(2) 申請書の提出のあった月の翌月が定例検針月に該当する地区にある集合住宅のうち、その月の20日までに承認したものにおいては翌月から、その月の21日以降に承認したものにおいては承認月から2回目の定例検針月から適用する。

(管理人の選定等)

第6条 所有者等は、次の各号に掲げる事務を行わせるため、管理人を選定しなければならない。

- (1) 料金の納入に関すること。
- (2) その他管理者の事務の取次ぎに関すること。

2 所有者等は、前項の規定により管理人を選定したときは、管理人選定（変更）届により管理者に届け出なければならない。当該管理人に変更があったときも同様とする。

(届出の義務)

第7条 所有者等は、承認を受けた申請書の記載事項に変更がある場合は、定例検針月の前月20日までに変更の申請をしなければならない。

2 管理者は、記載事項の変更の事実を確認した場合には、申請者に当該事項の変更の申請を指示するものとする。

3 変更の申請は、第3条に準じて行う。

(使用世帯数の認定)

第8条 料金の算定の基礎となる水道の使用世帯数は、入居戸数（第3条又は前条第1項に規定する申請時において、現に入居する水道の使用世帯ごとの区画の数として申請され、管理者が認定した戸数をいう。）とする。

(料金の徴収)

第9条 管理者は、所有者等又は管理人から料金を徴収する。

(承認の取消)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、第1号又は第2号に掲げる場合にあっては事実を確認したとき、その他各号に掲げる場合にあっては、定例検針日から次の定例検針日に相当する期間を限度として承認の取消の予告を行い、かつ、当該予告に係る原因が是正されないとときは、集合住宅の料金特例取扱の承認を取り消すことができる。

- (1) 所有者等が虚偽の申請を行っていたとき。
- (2) 所有者等から承認取消の申請があったとき。
- (3) 所有者等が条例第8条第1項又は簡水条例第19条第1項に違反し、かつ、是正を求めて改められないとき。
- (4) その他承認の継続が不適当と認められる相当の理由があるとき。

2 管理者は、前項の規定により承認を取り消したときは、その旨を理由を付して書面により所有者等に通知する。

(附 則)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年3月25日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。